

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(郵便番号) _____

(納税地) _____

(氏名) _____ 殿

税務署長
財務事務官

㊟

災害等による消費税簡易課税制度 選択 選択不適用
届出に係る特例承認申請の却下通知書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた災害等による消費税簡易課税制度 選択 選択不適用
届出に係る特例承認申請については、下記の理由によりこれを却下しましたから
通知します。

記

(却下の理由)

不服申立て等について

氏名 _____ 殿

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

災害等による消費税簡易課税制度 選 択 届出に係る特例承認申請の却下通知書
選択不適用

1 作成目的

この通知書は、災害等による消費税簡易課税制度 選 択 届出に係る特例承認申請について、
却下の通知を行う場合に作成する。
選択不適用

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

項 目	内 容
標題及び本文	「選 択 の箇所については、決議の内容に応じて不要文字を抹消する。 選択不適用」
却下の理由	却下の理由を具体的に記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。